

第100回

鳥栖市都市計画審議会説明資料

令和7年2月7日

鳥栖市都市計画審議会

第100回鳥栖市都市計画審議会説明資料

(諮問番号114号)鳥栖基山都市計画公園の変更



令和7年2月7日

目次

1. 桜町公園の区域変更について
2. 都市計画決定について
3. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
4. これまでの経緯

1. 桜町公園の区域変更について

I. 区域変更を行う理由

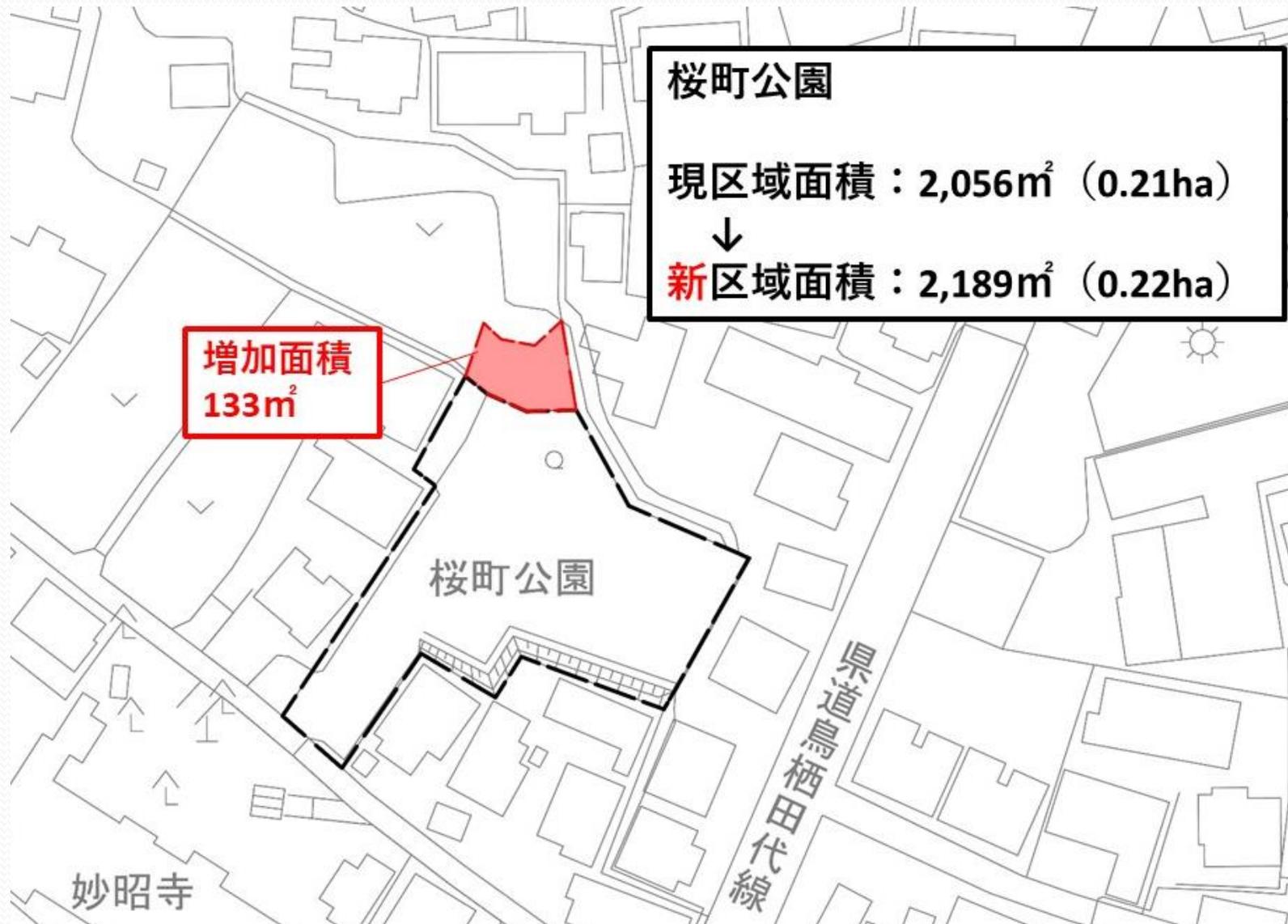
緑豊かな憩いの空間を創出することにより、近隣住民の日常の憩いの場や生活環境を保全し、桜町公園の都市環境の向上を図ります。

II. 区域面積の増加

寄附を受けた土地 133㎡

区域変更後の桜町公園面積
2,189㎡
(=2,056㎡ + 133㎡)

現区域面積 寄附面積



目次

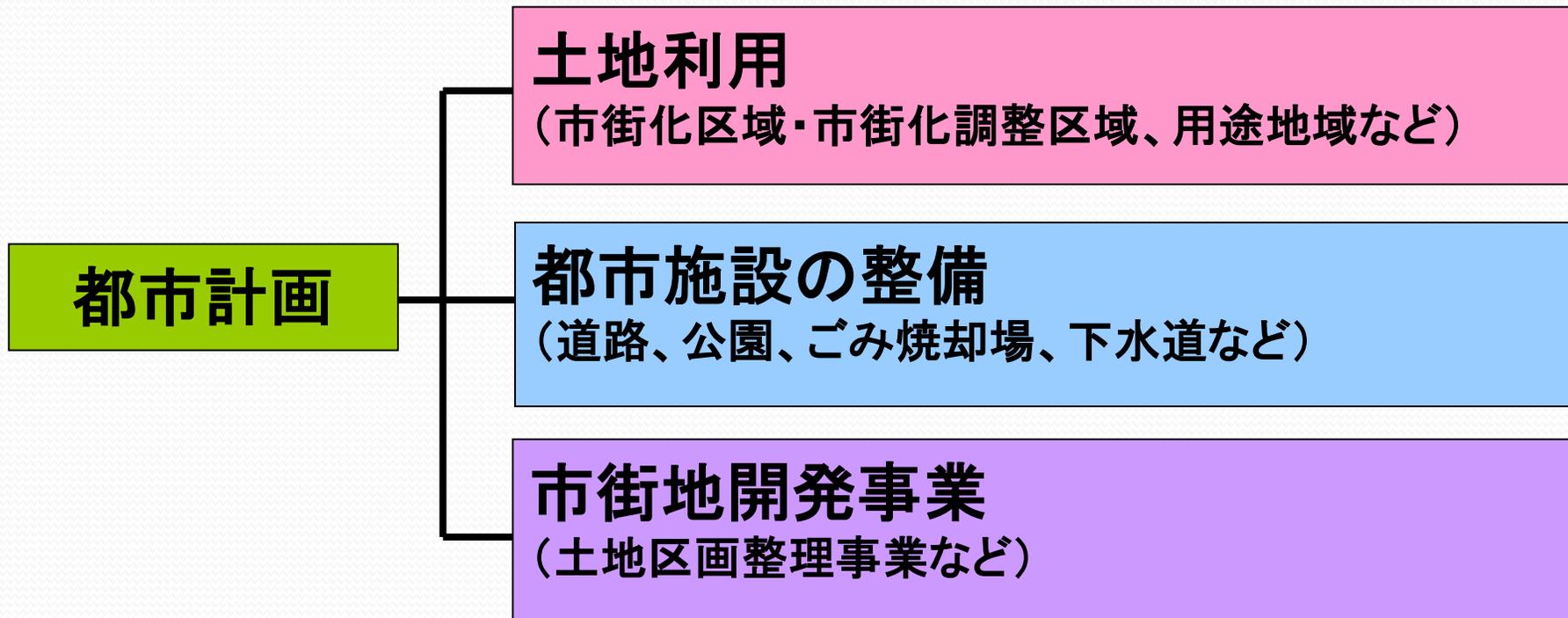
1. 桜町公園の区域変更について
2. 都市計画決定について
3. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
4. これまでの経緯

2. 都市計画決定について

(2-1) 都市計画とは

(都市計画法第4条・抜粋)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画



2. 都市計画決定について

(2-2) 都市計画施設(都市計画決定された施設)とは

(都市計画法第11条・抜粋)

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 **公園**、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設



「桜町公園」は昭和59年12月7日に初めて都市計画決定されています。

この都市計画として定めた都市施設を都市計画施設と呼び、(都市計画法第4条第5項)

さらにこの都市計画施設に該当する公園を「都市公園」と呼びます。

(都市公園法第2条第1項第1号)

目次

1. 桜町公園の区域変更について
2. 都市計画決定について
3. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
4. これまでの経緯

3. 都市計画原案の縦覧・公聴会について

(3-1) 都市計画原案の縦覧

期 間: 令和6年10月7日(月)～10月21日(月)まで
(土、日、祝日を除く)

時 間: 午前8時30分～午後5時15分

場 所: 鳥栖市役所 建設部 都市整備課

3. 都市計画原案の縦覧・公聴会について

(3-2) 公聴会

日 時: 令和6年10月28日(月) 午後7時から
場 所: 鳥栖市役所 1階多目的ホール

※申出がなかったので中止。

目次

1. 桜町公園の区域変更について
2. 都市計画決定について
3. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
4. これまでの経緯

4. これまでの経緯

事項	時期	備考
原案説明会	令和6年10月1日(火)	参加者1名
原案の縦覧(公聴会公告)	令和6年10月7日(月)～10月21日(月)	場所:鳥栖市役所 都市整備課
公述申出期限	令和6年10月21日(月)	申出なし
公聴会	令和6年10月28日(月)	中止
案の公告、縦覧	令和6年12月10日(火)～12月24日(火)	場所:鳥栖市役所 都市整備課
都市計画審議会	本日	
決定告示【予定】	3月28日(金)	